

学校法人五島育英会 いじめ防止対策に関する基本方針

1. (定義) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
2. (基本理念) いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的とする。
また、いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることとする。
3. (学校及び学校の教職員の責務) 学校及び学校の教職員は、学校全体でいじめ防止及び早期発見に積極的に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。
4. (学校いじめ防止対策基本方針及び対応組織) 学校は、法人の定める「いじめ防止対策に関する基本方針」に基づき、学校の実情に応じて、当該学校における「学校いじめ防止対策基本方針」を定め、いじめの防止や早期発見・早期対応、いじめへの対処等の中核として機能する組織を置かなければならない。
5. (学校におけるいじめの防止措置) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという前提を踏まえ、学校は全ての児童生徒を対象に、定期的な学年・全体集会、ホームルーム活動等とおして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、教職員に対し、いじめ防止に関する研修を行う。
6. (重大事態への対処) 学校は、重大事態に対処し、また同種の事態の発生防止のために、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するとともに、その旨を法人へ報告しなければならない。なお、本法人は、所轄庁である都道府県知事に報告するものとする。

以上